

栃木市国民健康保険運営協議会資料

日 時：令和7年2月12日(水) 午後1時～

場 所：栃木市役所 3階 正庁

栃木市生活環境部保険年金課

令和6年度第5回栃木市国民健康保険運営協議会次第

日 時：令和7年2月12日（水）午後1時～

場 所：栃木市役所 3階 正庁

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名者指名

4 議 事

(1) 令和7年度国民健康保険特別会計予算(案)について ほか

資料1、資料2、資料3、資料4

(2) その他

5 閉 会

令和7年度国民健康保険特別会計予算の特徴

【歳入】

国民健康保険税	団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行などによる被保険者数の減少等により、約2億1,177万5千円の減額。(税率は令和6年度を使用)
県支出金	診療報酬等審査支払経費の減による普通交付金の減により、約5億184万7千円の減額。
繰入金	保険税減収分を補うための保険財政調整基金繰入金の増額により、約2億4,174万9千円の増額。

【歳出】

保険給付費	被保険者の減少により、約4億9,599万1千円の減額。
国民健康保険事業費納付金	医療機関の受診者が増加傾向にあるため、医療費等の増加により、医療給付費分及び後期高齢者支援金分の増額により、約5,311万2千円の増額。
保健事業費	予算額では前年度と比較して約725万1千円の減額。

【参考】

保険財政調整基金残高(令和6年度末見込み)	約27億8,600万円
-----------------------	-------------

令和7年度栃木市国民健康保険特別会計予算(案)について

○歳 入

(単位:千円)

款	令和7年度 当初予算額 (A)	令和6年度 当初予算額 (B)	増 減 (A)-(B)	備 考			(参考) 令和5年度 決算額
				(歳入科目の主なもの)	令和7年度	令和6年度	
1. 国民健康保険税	2,626,738	2,838,513	△ 211,775	一般被保険者医療給付費分(現年分) 一般被保険者後期高齢者支援金分(現年分) 一般被保険者介護納付金分(現年分)	1,582,359 668,866 226,390	1,734,960 672,968 229,312	3,144,576
2. 一部負担金	2	4	△ 2	一般被保険者 退職被保険者	2 0	2 2	0
3. 使用料及び手数料	2,001	2,401	△ 400	被保険者証明手数料 保険税督促手数料	1 2,000	1 2,400	1,945
4. 国庫支出金	2	1	1	災害臨時特例補助金 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	1 1	1 0	553
5. 県支出金	12,333,102	12,834,949	△ 501,847	普通交付金 保険者努力支援分 特別調整交付金分 栃木県版保険者努力支援分 特定健診等負担金分 財政安定化基金交付金	12,100,910 57,000 14,947 132,000 28,243 1	12,581,895 60,800 14,761 145,000 32,492 1	12,393,934

6. 財産収入	2,040	255	1,785	保険財政調整基金利子	2,040	255	340
7. 繰入金	1,678,974	1,437,225	241,749	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	468,115	595,191	1,124,047
				保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	271,431	298,193	
				未就学児均等割保険税繰入金	8,825	8,825	
				産前産後保険税繰入金	1,830	2,500	
				出産育児一時金繰入金	23,333	33,333	
				人件費繰入金	130,095	131,117	
				事務費繰入金	103,469	87,919	
				地方単独事業保険給付費繰入金	37,152	30,800	
				保険財政調整基金繰入金	634,724	249,347	
8. 繰越金	1	1	0	前年度繰越金	1	1	313,626
9. 諸収入	27,368	18,339	9,029	延滞金、加算金及び過料	20,016	11,017	104,526
				市預金利子	1	1	
				一般被保険者第三者納付金	4,800	4,800	
				一般被保険者返納金	2,401	2,401	
				雑入	149	116	
				退職被保険者第三者納付金	0	1	
				退職被保険者返納金	0	2	
10. 市債	1	1	0	財政安定化基金借入金	1	1	0
合計	16,670,229	17,131,689	△ 461,460				17,083,547

○歳 出

(単位:千円)

款	令和7年度 当初予算額 (A)	令和6年度 当初予算額 (B)	増 減 (A)-(B)	備 考			(参考) 令和5年度 決算額
				(歳出科目の主なもの)	令和7年度	令和6年度	
1. 総務費	239,519	224,051	15,468	職員人件費(15人)	115,875	117,292	198,143
				県市町村総合事務組合負担金(退職手当)	10,100	10,100	
				会計年度任用職員共済費	3,626	3,235	
				会計年度任用職員人件費(収税課)	3,098	2,797	
				国民健康保険事務費	59,091	46,323	
				会計年度任用職員人件費(保険年金課)	11,290	9,897	
				会計年度任用職員人件費(健康増進課)	3,574	3,346	
				国保団体連合会負担金	3,440	3,740	
				国民健康保険税賦課事務費	21,783	19,901	
				国民健康保険税徴収事務費	6,773	6,483	
				国保運営協議会運営費	869	937	
2. 保険給付費	12,151,025	12,647,016	△ 495,991	一般被保険者診療報酬支払経費	10,315,787	10,766,762	12,168,237
				退職被保険者等診療報酬支払経費	1	1	
				一般被保険者療養費支払経費	65,527	86,745	
				退職被保険者等療養費支払経費	1	1	
				診療報酬等審査経費	40,917	41,284	
				一般被保険者高額療養費	1,676,376	1,684,799	
				退職被保険者等高額療養費	1	1	
				一般被保険者高額介護合算療養費	2,000	2,000	
				退職被保険者等高額介護合算療養費	0	1	
				一般被保険者移送費	300	300	
				退職被保険者等移送費	0	1	

				出産育児一時金支払経費	35,000	50,000	
				出産育児一時金支払手数料	15	21	
				葬祭費支払経費	15,000	15,000	
				傷病手当金支払経費	100	100	
3. 国民健康保険 事業費納付金	4,125,289	4,072,177	53,112	一般被保険者医療給付費分国保事業費納付金	2,647,002	2,592,940	4,072,174
				退職被保険者等医療給付費分国保事業費納付金	0	1	
				一般被保険者後期高齢者支援金等分国保事業費納付金	1,113,711	1,111,782	
				退職被保険者等後期高齢者支援金等分国保事業費納付金	0	1	
				介護納付金分	364,576	367,453	
4. 財政安定化基金拠出金	1	1	0	財政安定化基金拠出金	1	1	0
5. 保健事業費	133,303	140,554	△ 7,251	特定健康診査事業費	81,258	88,957	103,655
				特定保健指導事業費	5,236	6,593	
				会計年度任用職員共済費	642	605	
				人間ドック検診事業費	22,162	22,125	
				医療費通知事業費	6,182	5,090	
				後発医薬品利用差額通知事業費	634	435	
				国保歯周疾患検診事業費	921	921	
				データヘルス事業費	10,886	10,494	
				会計年度任用職員人件費(保険年金課)	2,903	2,601	
				糖尿病性腎症重症化予防事業費	2,479	2,733	

6. 積立金	2,040	256	1,784	保険財政調整基金積立金	2,040	256	179,194
7. 公債費	2	2	0	一時借入金利子 財政安定化基金償還金	1 1	1 1	0
8. 諸支出金	18,050	17,632	418	一般被保険者過誤納還付金 退職被保険者等過誤納還付金 返還金 一般被保険者過誤納還付加算金 退職被保険者等過誤納還付加算金 他会計繰出金	16,900 200 419 500 30 1	16,900 200 1 500 30 1	115,431
9. 予備費	1,000	30,000	△ 29,000		1,000	30,000	0
合計	16,670,229	17,131,689	△ 461,460				16,836,834

写

栃市国保運第 4 号
令和 7 年 1 月 6 日

栃木市長 大川 秀子 様

栃木市国民健康保険運営協議会
会長 小久保 かつお



国民健康保険事業運営について（答申）

令和 6 年 7 月 26 日付栃市保第 243 号をもって諮問のありました、国民健康保険事業運営について、次のとおり答申いたします。

記

国保制度改革に伴い、平成 30 年度から県が示す標準保険料率を参考に保険税率等を決定しており、本市では令和 6 年度から現行税率により課税している。

令和 6 年度の税率改定にあたり、本協議会から「納付金の今後の状況、被保険者の減少、医療費の推移等により赤字額が増加し基金の取崩しが増えていくこと、さらに、県が進める納付金ベース統一の取組み等を踏まえると、毎年検討する必要がある」との答申を行った。

前回改定時の収支見通しでは、財源不足により保険財政調整基金を取り崩すことを見込んでいたが、剰余金が発生し基金への積立てを行うことができた。しかしながら、今年度は不透明な状況にあり、令和 6 年度末の基金残高は前年度とほぼ変わらずの約 29 億円の見込みである。

そこで、県が示す事業費納付金と基金残高等を踏まえ、国民健康保険税率及び課税限度額の見直しについて、慎重に審議を行った結果、次のとおり結論を得た。

【結論】

1 国民健康保険税率の見直しについて

令和 10 年度の納付金ベースの統一を見据え、県が算定した標準保険料率を基本とする。

現在、本市の税率は県が算定した標準保険料率を下回っており、保険税収納額は県に納付すべき額に達していない状況にあり、今後も被保険者の減少や医療費の増加傾向は続くことを踏まえると、その差は徐々に大きくなりつつある。

そのため、今後の納付金の状況や基金残高の推移等をはじめ、被保険者の減少による税収の減少、医療費の推移等を勘案し、保険税率の見直しは実施せず据え置くこととする。



2 課税限度額の引き上げについて

高額所得者の負担能力に応じた課税を図り、中間所得者の負担軽減を図るため、課税限度額について、後期高齢者支援金分を2万円引上げ、地方税法施行令第56条の88の2で定める額と同額とする。

区 分	課税限度額
医療給付費分	65万円
後期高齢者支援金分	24万円
介護納付金分	17万円
合 計	106万円

3 こどもにかかる均等割額の軽減について

こどもにかかる均等割額の軽減については、結論が得られず継続審議とする。

4 付帯意見

- (1) 国保事業費納付金をはじめ、被保険者の減少による税収の減少、医療費の推移等により赤字額が増加し基金の取崩しが増えていくこと、令和8年度から始まる「こども子育て支援金制度」は社会全体でこども・子育て世帯を応援するための支援金制度として保険税と合わせて応分負担が決まっていること、さらに、納付金ベースを令和10年度までに統一することを踏まえると、来年度も保険税率の見直しを検討する必要があること。
- (2) 国保財政の健全化及び負担の公平を図るため、国民健康保険税の収納率の向上に努めること。
- (3) 基金の取扱いについては、県の方針が決定していないため、不測の事態に備えた活用の余地を残しておくこと。
- (4) 被保険者の健康の保持・増進と医療費の抑制を図るため、データヘルス計画に基づく生活習慣病の重症化予防をはじめとする保健事業の推進に努めること。

令和6年度答申書(案)国民健康保険事業運営について(答申)への意見について

ご意見	回答
4付帯意見(1)について最終行「来年度も検討」の部分は、「来年度も保険税率の見直しを検討」とすると良いと思います。	追加いたしました。
こどもの均等割については、議論ができていない。来年度は行うべき。3年間ではあるが、今ある基金で免除できる。	令和7年度に継続審議いたします。
4付帯意見(1)国民健康保険税率の見直しについて、保険税率の見直しは実施せず据え置くこととする。としているが、付帯意見(1)で「来年度も検討する必要があること。」としている。結論についても、いろいろな影響が分かる来年度に、継続して審議することにした方が良いのではないか。	令和7年度に継続審議いたします。
<p>(1)国民健康保険税の見直しについて、財政の安定化のために引き上げは必要になりますが、負担の増加が加入者に与える影響も考慮しなければならないので、徐々に引き上げていく方向が良いと思います。</p> <p>(2)課税限度額の引き上げについて、所得に応じた課税は、中間所得者への影響が重要で致し方ないと思います。</p> <p>(3)こどもにかかる均等割額の軽減については、継続審議。</p>	令和7年度に継続審議いたします。

令和7年度国保事業費納付金及び標準保険料率の算定結果について

1 国保事業費納付金

(1) 国保事業費納付金総額

令和7年度の国保事業費納付金総額は、4,287,599千円であり、前年度に比べ243,199千円の増(106.01%)となっている。

国保事業費納付金総額

(単位：千円)

区 分	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	比 較	伸 率
医療給付費分	2,595,100	2,892,952	297,852	111.48%
後期高齢者支援金等分	1,091,873	1,056,447	△35,426	96.76%
介護納付金分	357,427	338,200	△19,227	94.62%
合 計	4,044,400	4,287,599	243,199	106.01%

※国保事業費納付金は、各市町の医療費水準及び所得水準を反映し、算定されている。

※令和7年度国保事業費納付金は、県の財政安定化基金(財政調整事業分)が活用され「納付金総額の急激な上昇を抑えるため、10億円活用する。」とされたことから、本市においては、約8,150万円の減額調整が行われている。

(2) 被保険者一人当たりの負担額

令和7年度の国保事業費納付金の被保険者一人当たりの負担額は168,314円であり、前年度に比べ10,292円の増(106.51%)となっている。

被保険者一人当たりの負担額

(単位：円)

区 分	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	比 較	伸 率
医療給付費分	84,860	97,021	12,161	114.33%
後期高齢者支援金分	35,704	35,430	△274	99.23%
介護納付金分	37,458	35,863	△1,595	95.74%
全 体	158,022	168,314	10,292	106.51%

2024年度(R6年度)
30,581人
(介護分のみ9,542人)

2025年度(R7年度)
29,818人
(介護分のみ9,430人)

※「全体」の額は、一人当たりの負担額の医療分、後期分、介護分の合計ではなく、納付金総額(医療分、後期分、介護分の計)を全被保険者数で除した額。

2 標準保険料率

国保事業費納付金の支払に必要な税額を確保するための標準保険料率を県が算定する。現行税率と比較すると、所得割 2.01%、均等割 15,391 円、平等割 5,175 円の差となっております。

(1) 令和7年度 標準保険料率（市町村算定方式）

区 分	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	7.42%	32,030 円	22,001 円
後期高齢者支援金分	2.91%	12,135 円	8,335 円
介護納付金分	2.38%	12,126 円	6,139 円
合 計	12.71%	56,291 円	36,475 円

【参考】令和6年度 標準保険料率（市町村算定方式）

区 分	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	6.45%	27,215 円	19,163 円
後期高齢者支援金分	3.01%	12,175 円	8,573 円
介護納付金分	2.45%	12,603 円	6,394 円
合 計	11.91%	51,993 円	34,130 円

(2) 現行税率（令和6年度～）

区 分	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	6.0%	19,600 円	17,700 円
後期高齢者支援金分	2.6%	10,200 円	7,500 円
介護納付金分	2.1%	11,100 円	6,100 円
合 計	10.7%	40,900 円	31,300 円

(3) 比 較 （1）－（2）

区 分	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	1.42%	12,430 円	4,301 円
後期高齢者支援金分	0.31%	1,935 円	835 円
介護納付金分	0.28%	1,026 円	39 円
合 計	2.01%	15,391 円	5,175 円